

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護事業所

グループホーム 和田の杜 運営規程

（事業の目的）

第1条

株式会社リーフが開設するグループホーム和田の杜（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たる従業者（以下「従業者」という。）が、要介護状態等に当たる高齢者に対して適正な指定認知症対応型共同生活介護及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の運営の方針は、次の通りとする。

1. 慣れ親しんだ生活環境を出来るだけ再現し、不安におびえることがないように、家族的なくつろぎが継続できるよう支援致します。
2. ご利用者様一人ひとりの個性を尊重し常に尊敬と敬意の念を持って接すると共に、年齢を重ねてきた方々に教えを乞う姿勢を失わず、ご一緒に喜怒哀楽を味わっていただけるよう努めます。
3. 共同生活の役割はご利用者様の持っている機能を発揮させるもので、生活そのものが「リハビリ」につなげることができるよう、スタッフが日常生活をご一緒に行動させていただき、自分らしい生活を呼び戻せるよう支援致します。
4. ご利用者様に自然と笑顔がこぼれるよう、安らぎと癒しを与えてくれる居場所を確保致します。
5. 「町内会、子供達との交わり・近くの公園の散歩・スーパー等での買い物・家庭菜園」等を通じ、地域との交流を深め閉じこもり防止に努めます。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

1. 名 称 グループホーム和田の杜
2. 所在地 大分県中津市大字是則 1371 番地 3

（従業者の職種、員数および職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

1. 管理者 2名 （各ユニット1名）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、自らも指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供にあたる。

2. 計画作成担当者 1名以上

計画作成担当者は、それぞれの利用者の状況に応じた（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成する。

3. 看護職員 1名以上

看護職員は、日常的に利用者の健康管理にあたり、看護師不在の場合にもオンコール体制により、24時間対応可能な体制をとる他、重度化した場合における対応にもあたる。

4. 介護従事者 16名以上（各ユニット毎に常勤換算で4.5以上）

介護従業者は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条

指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

1. 営業日・・・年中無休
2. 営業時間・・・24時間

（利用定員）

第6条 事業所の定員は、1ユニット9人までとする。（2ユニット18名）

（入退居）

第7条

- 1 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護は、要介護認定審査を受けた要介護者等であって認知症の状態にあるもののうち少人数による共同生活を営むことに支障がないものに提供する。
- 2 入居申込者の入居に際しては、主治の医師の診断書等により該当入居申込者が認知症症状を有するものであることの確認を行う。
- 3 入居申込者が入院治療を要する者であること等、入居申込者に対し自ら必要なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、適切な他の介護保険施設、病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとする。
- 4 利用者が病院等に入院し、入院期間が1ヵ月を超えて、尚且つ心身の状況を鑑み、当施設において継続入所することが適当であると事業所が判断した場合再入居の受け入れを行う。
- 5 入居申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努める。
- 6 入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、指定居宅介護サービスなどを利用することによって、自宅において日常生活を営むことができるかどうかを検討しなければならない。
- 7 利用者の退居の際には、利用者及び家族の希望を踏まえたうえで退居後の生活環境や介護の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行う。
- 8 事業者は、利用者の退居に際しては、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉

サービスを提供するものとの密接な連携に努める。

(調査への協力)

第8条

事業者は、提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関し、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護が行われているかどうかを確認するための市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うように努める。

((介護予防) 認知症対応型共同生活介護計画の作成)

第9条

- 1 計画作成担当者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者との協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成する。
- 2 計画作成担当者は、それぞれの利用者に応じた（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者またはその家族に対し、その内容等について説明する。
- 3 （介護予防）認知症対応型共同生活介護計画に当たっては、他のインフォーマルなサービスの活用その他の多様な活動の確保に努める。
- 4 計画作成担当者は、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の作成後においても、他の従業者、利用者が（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画に基づき利用できる他の指定居宅サービス等を行う者との連絡を継続的に行うことにより、（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画の変更を行う。

(指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料その他の費用の額)

第10条

利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行うこととし、その内容は次の通りとする。

1. 1週間に2回以上、適切な方法により入居者の希望に基づいて入居者を入浴させ、又は清拭^{せいしき}する。
2. 心身の状況に応じて、適切な方法により排泄の自立について必要な援助を行う。
3. おむつを使用せざるを得ない入居者について、おむつを適切に交換する。
4. 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
5. 日勤帯においては常時1人以上の常勤従業者を配置する。
6. 事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該共同生活住居における従業者以外の者による介護を受けさせない。
7. 利用者の食事その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努める。

2 利用料等

1. 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスである時は、それに介護保険負担割合証に示された割合を乗じた金額とする。
2. 前項の費用の支払いを受けるほか、次に掲げる費用についてその実費の支払いを受けるものとし、当該サービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。
3. 前二項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを利用者から受ける。
 - ・ 室料 月額 46,760円
 - ・ 水道光熱費 月額 12,000円
 - ・ 食材料費 日額 1,680円（朝420円・昼670円・夕590円）
 - ・ その他指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者負担させることが適当と認められるもの。
4. 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。

3 利用料に含まれない費用

前条に規程される利用料には、協力医療機関等から提供される医療および、指定居宅療養管理指導料等の法定代理受領分の費用は含まれない。

（入居に当たっての留意事項）

第11条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の入居者は、次の事項に留意すること。

1. 面会 午後6時以降のご来館はお休みになられる方も多いため、急用以外は遠慮すること。
インフルエンザの流行時など、面会時間・方法に配慮すること。
2. 外出・外泊 必ず行き先と帰宅時間、食事の有無など必要なことを職員へ報告すること。
外出・外泊先等、変更等がある場合には、事業所まで連絡すること。
3. 金銭管理 ご自分やご家族での管理が困難な場合、管理者に代行依頼することができる。
4. 持ち込み品 家具・衣類の持ち込みは、居室内に収まりきる範囲内で使い慣れた日常のものを持参すること。
5. 宗教 他の方のご迷惑にならない範囲であれば自由とするが、宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の自由を侵すことはしてはならない。

2 上記各号に規程する事項は、入居者の家族にも適用する。

(退居の勧告)

第 12 条

- 1 故意または重大な過失により、前条に規程する禁止行為を繰り返す場合に当たっては、事業者は入居者及びその保証人に退居を勧告する場合がある。
- 2 サービス提供契約書および（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画に規程されたサービスを受けた利用者が、故意または重大な過失により事業所が請求する法定代理受領サービス費やその他のサービス費用等を指定する期限のうちに納めなかった場合には、保証人にその旨を報告し退居を勧告する場合がある。
- 3 入居者が当該施設（介護予防）認知症対応型共同生活介護の対象でなくなった場合、または保険料の滞納などにより介護保険被保険者の資格を失った場合は、遅滞なく保険者である市町村に通知し対策を検討する。この結果により退居を勧告する場合がある。
- 4 他の入居者に対し暴力や性的行為等、危害を繰り返す場合退居を勧告する場合がある。

(非常災害対策)

第 13 条 従業者は常に災害事故防止と利用者の安全確保に努めるものとする。

- 2 管理者は、防災管理者を選任する。
- 3 防災管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- 4 防災管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、センターはこの計画に基づき、少なくとも 6 ヶ月に 1 回は避難及び救出その他必要な訓練等を行う。

(勤務体制の確保等)

第 14 条 利用者に対し、適切な指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護を提供できるよう、従業者の勤務の体制を定める。

- 2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。
- 3 事業所は、従業者の資質の向上のための研修の機会を次の通り設ける。
 - (1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年 2 回

(協力医療機関等)

第 15 条 利用者の病状の急変及びサービスの提供体制の確保等のため、協力医療機関等を以下に定める。

1. 協力医療機関
医療法人聖信会 ふるかわメディカルクリニック
医療法人慈仁会 酒井病院
医療法人真浄会 寺町クリニック
2. 協力歯科医療機関
のぞみ歯科三光
大堀たけし歯科医院

2 災害時緊急避難場所

1. 協力介護老人保健施設 医療法人三光会 三光園
2. 協力特別養護老人ホーム 社会福祉法人三光会 悠久の里

(秘密保持等)

第 16 条 事業所の従業者は、適当な理由なく、業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た時入居者又はその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じる。

(提供拒否の禁止)

第 17 条 事業者は、正当な理由なく指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供を拒んではならない。

(不正給付に関する市町村への通知)

第 18 条 利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞無く、意見を付してその旨を市町村に通知します。

1. 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
2. 偽りその他不正行為によって保険給付を受け、又は受けようとしているとき。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第 19 条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

- 2 指定居宅介護支援（これに相当するサービスを含む。）が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(苦情処理)

第 20 条 提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付窓口や意見箱など必要な措置を講じる。

- 2 提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努める。
- 3 提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関し

て国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(人権の擁護及び虐待の防止のため措置)

第 21 条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

1. 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
2. 成年後見制度の利用支援
3. 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
4. その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置
5. 身体的拘束適正等の適正（禁止）

(事故発生時の対応)

第 22 条 利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、緊急処置、医療機関への連絡、搬送等の措置を講じ、市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに顛末記録を作成し、再発防止対策に努め、その対応について協議を行う。

- 2 利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。

(記録の整備)

第 23 条 事業者は従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。

- 2 利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から五年間保存する。

(緊急時等の対応及び地域との交流)

第 24 条 事業者は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(事業実施地域)

第 25 条 事業実施地域は中津市とする。

(内容及び手続きの説明及び同意及び契約)

第 26 条 事業者はサービス提供の開始に際して、サービス利用申込者はその家族に対して、運営規程の概要、従業員の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付し説明を行い、同意を得た上で契約書を締結します。

(衛生管理)

第 27 条 事業所は感染症の発生及びまん延防止のためマニュアルを作成し、従業員に対し研

修を行うほか、従業者以外にも感染症発生、防止のための処置を行う。

(その他)

第28条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社リーフと事業所の施設管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年3月1日より、施行する。
この規程は、平成23年10月1日より、変更施行する。
この規程は、平成24年3月6日より、変更施行する。
この規程は、平成24年9月1日より、変更施行する。
この規程は、平成25年2月1日より、変更施行する。
この規程は、平成25年4月1日より、変更施行する。
この規程は、平成26年2月4日より、変更施行する。
この規程は、平成26年3月11日より、変更施行する。
この規程は、平成26年4月1日より、変更施行する。
この規程は、平成26年9月21日より、変更施行する。
この規程は、平成27年4月1日より、変更施行する。
この規程は、平成27年5月1日より、変更施行する。
この規程は、平成27年6月1日より、変更施行する。
この規程は、平成27年8月1日より、変更施行する。
この規程は、平成27年10月2日より、変更施行する。
この規程は、平成28年4月1日より、変更施行する。
この規程は、平成28年8月1日より、変更施行する。
この規程は、平成28年9月1日より、変更施行する。
この規程は、平成29年2月20日より、変更施行する。
この規程は、平成29年4月1日より、変更施行する。
この規程は、平成29年9月1日より、変更施行する。
この規程は、平成30年2月1日より、変更施行する。
この規程は、平成30年7月1日より、変更施行する。
この規程は、平成31年2月1日より、変更施行する。
この規程は、令和元年10月1日より、変更施行する。
この規程は、令和3年3月1日より、変更施行する。
この規程は、令和4年4月1日より、変更施行する。
この規程は、令和6年3月1日より、変更施行する。
この規程は、令和7年4月1日より、変更施行する。